

阿賀野市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月9日

阿賀野市長 田中清善

#### 阿賀野市規則第10号

阿賀野市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則

第1条 阿賀野市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則（令和2年阿賀野市規則第24号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

幼稚園・保育士（資格なし）	1	1
幼稚園・保育士（資格あり）	1	16
子育て支援員（子育て支援センター、児童館・児童クラブ）（資格なし）	1	1
子育て支援員（子育て支援センター、児童館・児童クラブ）（資格あり）	1	16

」

を

「

幼稚園・保育士（資格なし）	1	9
幼稚園・保育士（資格あり）	1	24
幼稚園・保育士（延長保育専任）	1	37
その他保育士・子育て支援員（子育て支援センター）（資格なし）	1	1
その他保育士・子育て支援員（子育て支援センター）（資格あり）	1	16
子育て支援員（児童館・児童クラブ）（資格なし）	1	5
子育て支援員（児童館・児童クラブ）（資格あり）	1	20

」

に改める。

第2条 阿賀野市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部を次のように改正する。

別表第2中「教育相談員」を「教育相談員（資格なし）」に改め、同表に次のように

加える。

教育相談員（資格あり）	5,000円
-------------	--------

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の阿賀野市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の規定は令和4年2月1日から適用する。ただし、第2条の規定は令和4年4月1日から施行する。